居住支援フローチャート

作成:みのりサポート



1. 問い合わせ

アセスメントシートを作成するために

確認すべきこと

- 1,住宅確保要配慮者であることの属性を確認 (ex;高齢者、精神障がい者、低額所得者等..)
- 2,紹介元、本人の連絡先、希望転居時期、 緊急連絡先の有無、相談理由、収入の有無、保 証人の有無、その他支援者さんの有無、現居住 地、転居先候補の地域(希望あれば)
- 3,居住支援法人との面談場所 (オフィス、訪問、喫茶店等で対面面談 対面不可の場合は電話面談)

項目を被支援者に確認しながら埋める

被支援者に伝えること

まず初めに伝える

- 1,サポート自体にはお金がかからない
- 2,お金を貸すことはできない
- 3,本人面談がある
- 4,進んだとしても審査結果などで100%支援できるとは限らないことを伝える
- 5,高齢者の方は一度病院に行って健康状態を確認してもらう(施設入居なら特に)
- 6,引越し費用が実費であること

2.面談

- ・必ずしも希望の条件に沿いかねる場合があると伝える
- ・転居費用確保の目処は立っているのか再度確認→転居が現実的に可能かどうか判断
- ・同意書にサインをもらう
 - ①ヒアリングシートの内容を第三者(連携している他の居住支援、不動産業者、引越し業者)に共有することについて (「頂いた情報は、居住支援に関してのみ使用させていただきます」と伝える)
- ②契約が成立した際、「賃貸借契約書」のコピーをもらうことについて(国土交通省に提出が必要なため)
- ③居住支援で「できること」/「できないこと」について
- •面談後…紹介元/関係者に入居前支援開始を報告
 - ※1.生活保護受給者の場合...

自己都合による転居か、住宅扶助の対象になるか (合理的な根拠があるかどうか)判断必要に応じてケースワーカーに相談

- ※2.緊急連絡先がない場合の対応
 - ①親族、連絡が取れる友人、知人の電話番号を書くことを勧める
 - ②民生委員に相談
 - ③緊急連絡先を請け負っている居住支援法人に相談



○居住支援でできること/できないこと

サポート出来ること

- ・物件探し、紹介
- ・希望物件の内覧に同行する
- ・物件申込、契約など諸手続きのサポート
- ・引越し業者の紹介
- ・転居当日の立ち合い
- ・役所手続きの同行
- ・水道、電気、ガスの解約と申込のサポート



サポートできないこと

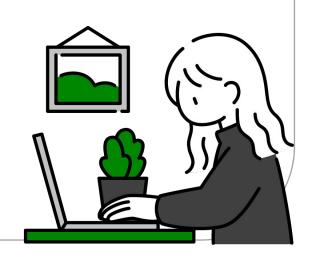
- ・役所手続きそのものの代行(住民票を移す等)
- ・金融機関等の住所変更手続き
- ・固定電話の住所変更手続き
- 金銭をお貸しすること、お預かりすること
- ・荷造り、荷解きなどの作業(要相談)
- 特定のスタッフの指名に応じること
- ・新生活のための買い物の同行



3.物件探し ※城東区内と仮定

- ・不動産屋からの物件データ、もしくは概要を受け取り、被支援者に伝える
- ・内見の日時について不動産屋と被支援者の日程調整
- ・内見時に身分証を持参するよう伝える

※1.障がい者の場合 計画相談に連絡。居住支援を行うことを伝え、アドバイスをもらう。



4.内見

内見同行時に確認すること

- ·駅との距離 ·音 ·日当たり ·傾き
- ・近隣トラブル ・騒音注意などの張り紙
- 収納・寝床・コンセントの位置
- ・キッチンの配置・洗濯機の場所
- ・ゴミ出し(場所、曜日)
- ・希望条件と合っているところ、合っていないところ

希望物件が 決まった場合

入居の申込 保証会社の審査申込

- ※1.保証会社の審査に落ちた場合、または貸主に断られた場合は『3.物件探し』に戻る
- ※2.被支援者の希望に沿わない場合、ヒアリングシートを随時修正する。 必要に応じて別の不動産会社、居住支援法人に相談する。『3.物件探し』に戻る



5.貸主の同意を得、保証会社の審査通過後

- ・引越し業者の選定と見積もり
- ・ 入居日の確認
- ・紹介元/関係者に進捗を報告 (住まい情報センター、ケースワーカー、計画相談、被支援者のご家族等)
- ・引越しの見積書、賃貸借契約書、重要事項説明書を送ってもらう
- ・水道、電気、ガスの解約と予約(または住所変更)を自身でできるか確認
- ・被支援者と引越し当日の動きについて確認
 - ■被支援者ご本人の移動方法(引越し業者に同乗できない) ■連絡方法(固定電話しかない場合等)
 - ■旧居出発時刻と新居到着時刻の確認 ■新居の鍵の受け渡しのタイミングについて確認
- 退去手続きのサポート
 - ■管理会社に退去の意向を連絡
 ■退去に際して発生する費用、退去届について確認
- ■退去立ち合いや鍵の返却方法などの確認
- ※1.生活保護受給者の場合はケースワーカーに家賃と間取りについて確認。
- ※2.生活保護受給者の場合、引越し業者は3社の見積もりを取り、ケースワーカーに送る。

6.引越し当日

・必要に応じてスタッフが立ち会う



一入居前・転居支援は終了一

7.転居後

・転居当日、もしくは翌日に連絡を取る



※2.生活保護受給者の場合、ケースワーカーの部屋確認に立ち会う

